

議案第 28 号

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本靖也

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化及び諸物価、人件費等の高騰に伴い使用料を改め維持管理経費を確保するため、山都町猿ヶ城キャンプ村条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例

山都町猿ヶ城キャンプ村条例（平成17年山都町条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条、第18条関係）

項目	区分	使用料	備考
入場料	中学生以下	200円	
	高校生以上	400円	
	※20人以上の団体は20%引く。		
テント使用料	4～6人用	1,500円	
	持ち込み	1,000円	
温水シャワー	1回 5分	100円	
タープ	1組	1,000円	
マット	1枚	200円	
毛布	1枚	400円	
バンガロー	宿泊 (1泊2日)	4人用	7,000円
		5人用	9,000円

		7人用	13,000 0円	
		9人用	17,000 0円	
	日帰り (1日)	4人用	3,000 円	
		5人用	4,000 円	
		7人用	5,000 円	
		9人用	6,000 円	
食器セット	一式 1人当たり		300円	
バーベキューグリル	一式		1,000 円	
集会場	1回2時間限度		500円	
常設テントデッキ	6人～8人用(高床式)		5,000 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山都町猿ヶ城キャンプ村条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、施行の日前の使用料については、なお従前の例による。

山都町猿ヶ城キャンプ村条例(平成17年条例第126号)新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表第2(第13条関係_____)				別表第2(第13条関係、第18条関係)					
項目	区分		使用料	備考	項目	区分		使用料	備考
入場料	中学生以下		100円		入場料	中学生以下		200円	
	高校生以上		200円			高校生以上		400円	
	※20人以上の団体は20%引く。					※20人以上の団体は20%引く。			
テント使用料	4～6人用		1,050円		テント使用料	4～6人用		1,500円	
	持ち込み		525円			持ち込み		1,000円	
温水シャワー	1回 5分		100円		温水シャワー	1回 5分		100円	
タープ	1組		525円		タープ	1組		1,000円	
マット	1枚		105円		マット	1枚		200円	
毛布	1枚		315円		毛布	1枚		400円	
バンガロー	宿泊 (1泊2日)	4人用	6,300円		バンガロー	宿泊 (1泊2日)	4人用	7,000円	
		5人用	8,400円				5人用	9,000円	
		7人用	12,600円				7人用	13,000円	
		9人用	15,750円				9人用	17,000円	
	日帰り (1日)	4人用	2,100円		バンガロー	日帰り (1日)	4人用	3,000円	
		5人用	3,150円				5人用	4,000円	
		7人用	4,200円				7人用	5,000円	
		9人用	5,250円				9人用	6,000円	
食器セット	一式 1人当たり		210円		食器セット	一式 1人当たり		300円	
バーベキューグリ	一式		315円		バーベキューグリ	一式		1,000円	

ル				ル			
集会場	1回2時間限度	<u>315円</u>		集会場	1回2時間限度	<u>500円</u>	
常設テントデッキ	6人～8人用(高床式)	<u>3,675円</u>		常設テントデッキ	6人～8人用(高床式)	<u>5,000円</u>	